

住宅の再建に融資を受けたい方

⑨災害復興住宅融資

住宅金融支援機構により、住宅再建のための再建資金（建設、購入、補修）に対する融資が受けられます。

- 対象者
災害により住宅に被害が生じた所有者又は居住者の方で、年収に占める全ての借り入れの年間返済金額の割合が一定基準を満たす方
- 再建ケース別の借入条件等

A	・被災した住宅を解体し、その場で建て替える場合 ・被災後に土地を購入し、住宅を建設する場合
B	・被災後に分譲住宅(建売住宅、マンション)、又は中古住宅を購入する場合
C	・被災した住宅を補修する場合

	A 建設資金		B 購入資金	C 補修資金
	土地取得あり	土地取得なし		
融資限度額	5,500万円	4,500万円	5,500万円	2,500万円
被害程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊			(左記の他に)準半壊・一部損壊
受付期間	原則、リ災日から2年間			

問合せ先 住宅金融支援機構
☎0120-086-353

⑪自宅再建融資の利子助成

県内で自宅再建(建設・購入・補修)のため金融機関等から融資を受けた場合、利子の一部費用を補助します。

- 支給対象 次のいずれかに該当する方
・半壊以上のり災証明の交付を受けた方
・長期避難世帯、敷地被害解体世帯
・応急仮設住宅等(建設型・賃貸型の応急住宅、公営住宅目的外使用)入居者で供与期間内に退去した方
- 収入要件
・給与のみの世帯：世帯年収600万以内
・給与収入以外の収入がある世帯：世帯所得440万以内
※23歳未満の被扶養者がいる場合、世帯収入(所得)の要件なし
※高齢者・障害者がいる場合、世帯収入(所得)の要件の緩和あり
- 補助金限度額
最大300万円
※借入額、利率と借入期間等に基づき算出します。

問合せ先 住宅再建利子助成給付金コールセンター
☎076-225-1968

<参考> 住宅ローン等の返済にお困りの方、『自然災害ガイドライン』をご存じですか？

住宅ローンなどを借りている被災された方が、破産手続きなどの法的な倒産手続きによらず、銀行などの金融機関との話し合いにより、ローンの減額や免除を受けることができる制度です。

<メリット①>
手続き支援を
無料で受けられる

<メリット②>
義援金等に加え財産の
一部を手元に残せる

<メリット③>
個人情報情報として
登録されない

※(注意) 新しいローンを組んだ後に、本ガイドラインを利用することはできません。

詳しい要件や
手続きはこちら

・最も多額のローンを借りている金融機関
・金沢弁護士会 ☎ 076-221-0242



制度内容
ホームページ

⑩災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例) ※リバースモーゲージ型融資

住宅金融支援機構により、住宅再建のための再建資金（建設、購入、補修）に対する融資が受けられます。

- 対象者
借入申込時の年齢が満60歳以上で、災害により住宅に半壊以上の被害が生じた所有者又は居住者の方で、年収に占める全ての借り入れの年間返済金額の割合が一定基準を満たす方
- 返済方法
・毎月の支払いは利子のみ
・借り入れた元金は、次のいずれかで返済
①申込者の死亡後に相続人が返済
②対象となる土地・建物を売却により一括返済
- 返済期間
申込者(連帯債務者含む)全員がお亡くなりになるまで
- 融資限度額
左記の災害復興住宅融資の額、又は機構による担保評価額(土地・建物合計)のいずれか低い額

問合せ先 住宅金融支援機構
☎0120-086-353

⑫二重ローンの利子助成

新たな住宅ローンを組む場合に、被災住宅に係る既存住宅ローンの利子の一部費用を補助します。

- 支給対象 次のすべてを満たし県内で再建する方
・能登半島地震の被災住宅の既存ローンが500万以上
・新たに組むローンが300万以上ある
・前年の課税所得が805万以下
- 補助金限度額
最大50万円
※融資残高、利率と残返済期間等に基づき算出します。

問合せ先 石川県復興推進部・生活再建支援課
☎076-225-1962

令和6年能登半島地震で被災された方向け支援制度のご案内

R7.4発行

羽 昨 市

■掲載している支援制度と対応被害区分(○対応)

区分	支 援 制 度		り災証明書に基づく被害区分					
	制度名称等	ページ	全壊	半大規模	半中規模	半壊	準半壊	損一部壊部
生活再建	①-(1). 生活再建支援金(基礎支援金)	1	○	○	○	○	○	○
	①-(2). 生活再建支援金(加算支援金)	1	○	○	○	○	—	—
	②. 義援金	1	○	○	○	○	○	○
住宅・宅地再建	③. 住宅の応急修理	2	○	○	○	○	○	—
	④. 被災宅地等復旧支援	2	○	○	○	○	○	○
	⑤. 浄化槽の復旧	2	○	○	○	○	○	○
	⑥. 耐震住宅リフォーム支援	2	○	○	○	○	○	○
	⑦. 危険ブロック塀の撤去	2	○	○	○	○	○	○
移転支援	⑧-(1). 引っ越し時の転居費助成	2	○	○	○	○	—	—
	⑧-(2). 民間賃貸への入居費助成	2	○	○	○	○	—	—
	⑧-(3). 公営住宅への入居費助成	2	○	○	○	○	—	—
融資・利子補給	⑨. 災害復興住宅融資	3	○	○	○	○	○	○
	⑩. 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)	3	○	○	○	○	—	—
	⑪. 住宅再建融資の利子助成	3	○	○	○	○	—	—
	⑫. 二重ローンの利子助成	3	○	○	○	○	○	○

- ・この支援制度のご案内は、令和6年能登半島地震で被災された皆様の生活を中心とした支援に関する大まかな内容と問合せ先を掲載しています。
- ・詳しい内容や手続き等については、各制度の問合せ先にご確認ください。
- ・掲載している内容について、本市の独自実施分は、市内にお住まいの方や市内で再建等をされる方のみが該当となる場合があります。

住まいの再建相談実施中 ①住まいの相談会 毎月 第2・第4 木曜日 午後1時30分～午後4時
②住まいの現地相談 建築士等の専門家が自宅へ訪問・相談対応します。
※詳しくは、住まいの支援窓口までお問い合わせください。

総合相談窓口
お気軽に
ご相談
ください

住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地・市役所2階
受付 月～金(祝・年末年始除く)・午前9時～午後4時



各制度について
詳しくはこちら

居住する住宅が被災した方

①被災者生活再建支援金

自然災害により居住する住宅が被災するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

(1)基礎支援金

自宅が被災された方の生活再建を支給します。

- 支給対象 一部損壊以上
- 基礎支援金の額 下表参照
- 申請期限 令和8年1月31日

(2)加算支援金

被災した自宅の再建方法に応じて支給します。

- 支給対象 半壊以上
- 加算支援金の額 下表参照
- 申請期限 令和9年1月31日

②義援金

自然災害により居住する住宅が被災するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に義援金を分配します。

- 支給対象 一部損壊以上

※義援金は、生活再建支援金の申請手続きを行うと自動的に手続きされます。また、追加配分があった場合も自動的に指定口座にお振込みします。

問合せ先

(県分) 義援金配分委員会事務局
☎076-225-1412
(市分) 健康福祉課
☎0767-22-3939

4次…13市町特別給付分
羽咋市・中能登町以南の13市町
でり災証明を受けた世帯対象

(下表) り災証明の被害区分別の被災者生活再建支援金&義援金一覧

区分	被災者生活再建支援金 (※1)					義援金 (※5)		総計
	基 礎 支援金	加算支援金 (※2) (※4)		市独自 加算支援金 (※2)	合計	県分	市分	
全壊・ 半壊解体 (※3)	100万円	建設・購入	200万円	100万円	400万円	187万円 (1～3次 180万円 4次 7万円)	10万円	597万円
		補 修	100万円	50万円	250万円			447万円
		賃 貸	50万円	25万円	175万円			372万円
大規模 半壊	50万円	建設・購入	200万円	100万円	350万円	142万円 (1～3次 135万円 4次 7万円)	7万円	499万円
		補 修	100万円	50万円	200万円			349万円
		賃 貸	50万円	25万円	125万円			274万円
中規模 半壊	20万円	建設・購入	100万円	50万円	170万円	97万円 (1～3次 90万円 4次 7万円)	4万円	271万円
		補 修	50万円	25万円	95万円			196万円
		賃 貸	25万円	12.5万円	57.5万円			158.5万円
半壊	20万円	建設・購入	100万円	—	120万円	52万円 (1～3次 45万円 4次 7万円)	2万円	174万円
		補 修	50万円	—	70万円			124万円
		賃 貸	25万円	—	45万円			99万円
準半壊	10万円	建設・購入	—	—	10万円	42万円 (1～3次 35万円 4次 7万円)	1万円	53万円
		補 修	—	—				
		賃 貸	—	—				
一部損壊	2万円	建設・購入	—	—	2万円	17万円 (1～3次 10万円 4次 7万円)	0.5万円	19.5万円
		補 修	—	—				
		賃 貸	—	—				

※1 1人世帯は、記載額の3/4の支給額となります。 ※2 賃貸は公営住宅を除きます。
 ※2 加算支援金は、自己負担がある場合が対象となります。 ※3 義援金の追加金は順次お振込みします。
 ※3 半壊解体は、半壊以上の住家を解体した場合対象となります。(一部解体は対象外)

市独自実施分

県・市各1/2支援

住宅や宅地を再建したい方

③住宅の応急修理

屋根や床、窓、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する経費を補助します。

●補助金限度額

- 半壊以上 …… 70万6,000円
- 準半壊 …… 34万3,000円
(限度額を超える工事費用は自己負担です。)
- 完了期限 令和7年12月31日

問合せ先

住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196

⑤浄化槽の復旧

個人等が設置した浄化槽の被災による復旧に係る費用を補助します。

●支給対象

下水道区域外で保健所に登録してある浄化槽

●補助金限度額

- ①浄化槽更新
設置費 5人槽 97.8万円、7人槽 118.8万円
10人槽 166.8万円、11人槽 219.1万円
撤去費 12万円 (入れ替えによる撤去)
- ②浄化槽の部品交換
修繕箇所によって異なります。

問合せ先

ご契約の保守点検業者まで
お問い合わせください。

⑦危険ブロック塀の撤去

安全確保を図るため、道路に面した倒壊の危険性のあるブロック塀の撤去に係る経費を補助します。

●補助基準額 1mあたり、3,000円

- 申請期限 令和8年3月31日

問合せ先

地域整備課 ☎0767-22-9645

④被災宅地等復旧支援

被災した宅地について、被災された方自身が行う宅地の復旧工事費用の一部を補助します。

●対象事業

- ①のり面、擁壁、地盤の復旧工事
- ②液状化再度災害防止のための住宅建屋下の地盤改良工事
- ③住宅基礎の傾斜修復工事
※①②③の併用可能
(1宅地につき1回のみ申請可能)
- 補助金額
補助率：50万円を超える額の5/6
最大958.3万円 (対象工事費1,200万円)

問合せ先

住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196

⑥耐震住宅リフォーム支援

住宅の耐震診断と、耐震改修費用等を補助します。

●支援対象

- ・昭和56年5月以前に建設された住宅
- ・昭和56年6月以降に建設された住宅で、り災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅

●対象事業

- ①住宅の耐震診断
- ②住宅の「耐震改修、傾斜修復」又は「建替え」
(①の結果、評点1.0未満の場合)

●補助金限度額

- ①耐震診断 1.5万円
- ②耐震改修、傾斜修復、又は建替え 250万円
(市内業者の場合±20万円)
- ③簡易耐震補強工事 1.5万円

問合せ先

地域整備課 ☎0767-22-9645

応急的住まいから転居をする方

⑧被災された方の転居等支援

被災された方が、応急的住まい(※)から転居等をする際の費用を助成します。(※応急的住まい…応急仮設住宅(建設型、賃貸型)、公営住宅、民間賃貸住宅、親戚・知人宅等)

●支給対象 次のいずれかに該当する方

- ・半壊以上のり災証明の交付を受けた方
- ・長期避難世帯、敷地被害解体世帯
- ・応急仮設住宅(建設型・賃貸型)、公営住宅入居者で供与期間内に退去した方

●申請期限

入居した日から6か月以内
(※制度施行日のR6.10.7以前の入居はR7.4.6まで)

●補助金額

- (1)引っ越し時の転居費助成
恒久的住まい(自宅、民間賃貸等)への引っ越し費用
一律10万円
- (2)民間賃貸住宅の入居費助成
民間賃貸住宅入居の際の初期費用(敷金等)
一律20万円
- (3)公営住宅への入居費助成
公営住宅入居の際の初期設備費用(コンロ等)
一律10万円

問合せ先

住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196